

富里市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(平成24年8月30日告示第153号)

改正 平成25年4月1日告示第75号 平成27年9月9日告示第146号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営所得安定対策等の推進を図るため、予算の範囲内において富里市経営所得安定対策等推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにつき、富里市補助金等交付規則(平成19年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、富里市地域農業再生協議会とする。
(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱(農林水産事務次官依命通知平成23年4月1日付け22経営第7135号)に基づく経営所得安定対策等の推進活動とする。
(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象となる経費及び補助割合は、別表に定めるとおりとする。
(交付申請)

第5条 協議会は、規則第5条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、規則第8条の規定により協議会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 協議会は、事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補

助金事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、規則第16条の規定により協議会に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 協議会は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 協議会は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により交付を受けようとするときは、補助金等概算払（前金払）等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、規則第21条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、事業の取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金等返還命令書により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成25年4月1日告示第75号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年9月9日告示第146号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助割合
区 分	内 容	
謝 金	作付状況の確認等への協力、交付申請書、営農計画書等の配布及び回収並びに協議会構成員、構成員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金、報償費等	10分の10以内
旅 費	経営所得安定対策等の推進、指導、研修等に要する外部専門家、事務局員等への交通費及び宿泊費等	
事務経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（耕作台帳の整備、耕作台帳システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料、自動車のレンタル料等）、会議費（弁当代は除く。）、備品費等	
委 託 費	協議会が実施する事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費	